

# 石川県教育費負担軽減奨学金のお知らせ

## 能登半島地震災害関係

【石川県内の私立高等学校等に在学する生徒用】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金です。

### 1. 支給要件・・・以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- ①令和5年度の保護者等の道府県民税及び市町村民税の所得割額が課税されているが、収入の急激な減少により、減少後の収入額で試算する保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額の推計額が非課税(0円)である世帯に相当すると認められる世帯であること(両親双方とも非課税であること)
- ②令和6年1月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- ③対象となる生徒(高校生等)が就学支援金支給対象である私立高等学校等に在学していること

### 2. 給付額・・・対象生徒の状況により対象生徒1人あたり、次の金額の合計を給付

#### (1) 年額の月割り支給分

世帯区分	給付額	
		通信制・専攻科
イ 対象となる生徒に15歳(中学生を除く)～ 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯	34,400円	13,025円
ウ 対象となる生徒に15歳(中学生を除く)～ 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	38,000円	13,025円

※ R6.1.1～R6.3の3か月分

※ 高校生等が2人以上いる場合、1人目は「イ」その他は「ウ」となります。

#### (2) 制服購入加算分(対象者のみ)

対象	給付額
着用を義務付けられている制服が、令和6年能登半島地震により喪失・毀損し、再度、購入が必要である場合	81,000円

### 3. 申請方法

下記書類を全て学校事務室に提出してください。(申請書等の用紙は、学校事務室からお渡しいたします。)

#### 【必要書類】

- (1) 申請書(様式1-2 家計急変用)
- (2) 家計急変の発生に関する申立書
- (3) 家計急変後の収入を証明する書類
  - ・給与所得者の場合は、家計急変後収入が減少した月(1ヶ月分)の給与明細書写し
  - ・個人事業主の場合は、家計急変後収入が減少した月(1ヶ月分)の事業収入が確認できる資料(収支計算書、売上台帳の写し)など※やむを得ない事情で提出が困難な場合は、(2)の申立書で収入額を申告してください。
- (4) 保護者等の令和5年度課税証明書(扶養親族の記載が省略されていないもの)
- (5) 誓約書(2(1)制服購入加算分の支給を受ける場合)
- (6) 振込口座申出書

○ 各学校の提出期限までに、上記の書類を在学している学校の事務室まで提出してください。

**学校への提出締切日：令和6年2月27日(火) 厳守**

[問合先] 遊学館高等学校事務室 担当：坂口・梶本 TEL 076-262-8484  
石川県総務部総務課 TEL 076-225-1233

令和5年度 石川県教育費負担軽減奨学金 追加支給のご案内  
(能登半島地震災害関係 制服購入加算)

既に令和5年度に奨学金を受給済みの世帯で、令和6年能登半島地震により制服を喪失・毀損し、再度の購入が必要な場合に、今回、追加で支給します。

1. 追加支給対象・・・以下の全てを満たす世帯が対象となります。

- (1) 令和6年1月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- (2) 令和6年1月1日現在、対象となる生徒が石川県内の私立高等学校等に在学していること
- (3) 令和5年度の住民税課税情報に基づき支給認定を受け、既に給付金を受給した世帯（家計急変支援世帯を含む）
- (4) 着用を義務付けられている制服が、令和6年能登半島地震により喪失・毀損し、再度、購入が必要である場合

2. 給付額

対象の生徒1人につき下記の給付額が支給されます。

制服購入加算分（対象者のみ）

対 象	給付額
着用を義務付けられている制服が、令和6年能登半島地震により喪失・毀損し、再度、購入が必要である場合	81,000円

3. 申請方法

下記の書類を学校事務室に提出してください。（「誓約書」用紙は、学校事務室からお渡しいたします。）

【必要書類】  
誓約書

- 各学校の提出期限までに、上記の書類を在学している学校の事務室まで提出してください。  
**学校への提出締切日：令和6年2月27日（火）厳守**

【問合せ先】 遊学館高等学校事務室 担当：坂口・梶本 TEL 076-262-8484  
石川県総務部総務課 TEL 076-225-1233